

中期目標変更の考え方について

平成18年2月15日

内閣府

1. 平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」で、各独立行政法人においても、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととされた。
2. この方針を受けて、内閣府では、国立公文書館の中期目標に、「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う旨の記述、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める旨の記述を盛り込む方向で調整中である。
3. 国立公文書館に対しては、上記2.の中期目標の方向性に沿って、具体的対応策を講じることとし、また、中期計画を適切に変更するよう指導を行っている。
4. 上記3.の指導を受け、国立公文書館では、今後5年間で5%以上の人員の削減を行うこととし、あわせて、中期計画についても所要の変更を行うこととしている。内閣府としては、このような対応は、中期目標の方向性に沿った適切なものであると判断している。

(参考)

1. 総人件費改革の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

2. 中期目標及び中期計画の期間

平成17年度から平成21年度までの5年間

中期計画変更の考え方について

平成18年2月15日

国立公文書館

1. 平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」で、各独立行政法人においても、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととされた。
2. この方針を受けて、内閣府では、国立公文書館の中期目標に、「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う旨の記述、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める旨の記述を盛り込む方向で調整中あり、国立公文書館においては、当該中期目標の方向性に沿って具体的方策を講じるとともに、中期計画の変更を行う必要がある。
3. 具体的には、今後5年間で5%以上の人員の削減、即ち、平成22年度までに2名の定員を削減することとしている。また、中期計画に「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に於いて、人員について5%以上の削減を行う旨の記述、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める旨の記述を盛り込む方向で調整中である。

(参考)

1. 総人件費改革の期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

2. 中期目標及び中期計画の期間

平成17年度から平成21年度までの5年間